

携帯電話エリア整備推進検討会 開催要綱（案）

1. 目的

総務省では、昨年6月に「デジタル・ディバイド解消戦略」を策定し、エリア外人口 30 万人の解消に向け、①国庫補助事業等を活用し 22 年度末までに約 20 万人を解消、②残り 10 万人の解消に資する経済的な簡易型基地局・中継局等の新技術の開発等の取組を推進しているところである。

また、同解消戦略では、新技術の運用状況等を踏まえつつ、21 年度に更なるエリア整備に向けた目標見直しを行うこととしており、携帯電話の不感地帯の早期解消に向け、新技術の実用導入見込み、衛星の活用等も含め、今後のエリア整備計画・具体的方策を検討することを目的として、本検討会を開催する。

2. 名称

本会議の名称は、「携帯電話エリア整備推進検討会」とする。

3. 主な検討事項

携帯電話のエリア整備推進に向け、以下の検討を行う。

- (1) 新技術の開発状況・実用導入の見込み
- (2) 衛星等の活用可能性
- (3) 新たなエリア整備計画
- (4) エリア整備の推進方策 等

4. 構成及び運営

- (1) 本会議は、総合通信基盤局長の懇談会として開催する。
- (2) 本会議の構成員は別紙のとおりとする。
- (3) 本会議には座長及び座長代理を置く。
- (4) 座長は、本会議構成員の互選によって定めることとし、座長代理は、座長が指名する。
- (5) 座長は、本会議を招集し、主宰する。
- (6) 座長代理は、座長を補佐し、座長不在のときは、座長に代わって本会議を招集し、主宰する。
- (7) 座長は、本会議の検討を促進するため、必要に応じて作業グループを開催することができる。
- (8) 本会議は、必要に応じ、外部の関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- (9) 本会議は原則公開とする。ただし、本会議の開催に際し、当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害する恐れがある場合等、座長が必要と認める場合は、その全部又は一部を非公開とする。
- (10) 議事要旨及び資料については、原則、一般のアクセスが可能な総務省のホー

ムページに掲載し、公開することとする。ただし、資料の公開に際し、当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害する恐れがある場合等、座長が必要と認める場合は、その全部または一部を非公開とする。

(11) その他、本会議の運営に必要な事項は、座長が定めるところによる。

5. 本会議の開催期間

本会議は、平成21年3月から22年2月までを目途に開催するものとする。

(別紙)

携帯電話エリア整備推進検討会 構成員

敬称略

<学識経験者>

た が や かずてゐる 多賀谷一照	千葉大学 法経学部 教授
くろかわ かずよし 黒川 和美	法政大学大学院 政策創造研究科 教授
たかはし のぶこ 高橋 伸子	生活経済ジャーナリスト
たかはた ふみお 高畑 文雄	早稲田大学 理工学術院 教授
とがし あつし 富樫 敦	宮城大学 事業構想学部 デザイン情報学科教授
はっとり たけし 服部 武	上智大学理工学部 教授

<地方公共団体>

も も かおる 百々 薫	和歌山県 企画部 I T 統括監
みやけ かつまさ 三宅 克正	島根県 地域振興部長
まちだ こういち 町田 幸一	徳島県 理事
やまだ ひろあき 山田 裕章	鹿児島県 企画部長

<電気通信事業者等>

たけち けんじ 武智 健二	イー・モバイル株式会社 執行役員副社長
ひらさわ ひろき 平澤 弘樹	株式会社ウィルコム 取締役 執行役員常務 ネットワーク技術本部長
とくひろ きよし 徳広 清志	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ 執行役員 ネットワーク部長
かとう ひろゆき 加藤 裕幸	株式会社ケイ・オプティコム 取締役
おきなか ひでお 冲中 秀夫	KDDI 株式会社 執行役員 技術渉外室長
ながい ゆたか 永井 裕	スカパー J S A T 株式会社 取締役 執行役員副社長 経営戦略部門長 兼 技術部門長
つくだ ひでゆき 佃 英幸	ソフトバンクモバイル株式会社 執行役員 モバイルネットワーク本部長
よしむら たつひさ 吉村 辰久	東日本電信電話株式会社 取締役 ネットワーク事業推進本部設備部長
おざき ともひこ 尾崎 友彦	社団法人移動通信基盤整備協会 事務局長

上記構成員のほか、必要に応じて、その他の関係省庁、団体等に参加を要請することがある。